まつりが育む地域の力

京都祇園祭の山鉾行事と地域住民 ―その組織と精神

深見 茂 ● *Written by Shigeru Fukami* 財団法人祇園祭山鉾連合会 前理事長

＊山鉾行事を支えていた組織と精神（江戸時代から明治31年ごろまで）

特集のテーマにかんがみ、祇園祭自身の歴史や縁起については省略させていただきます。ただ一言、祇園祭開始の年とされる貞観11年（869）こそは昨年来、特に注目されるにいたった、かつて東北地方を大地震が襲った年、また富士山噴火等、日本の各地に大災害が発生したとされる年であり、祇園祭は単に京都の疫病退散のみならず、全日本の安寧と、犠牲者の鎮魂を願っての祭礼であったことを強調いたしておきたいと思います。

さて、今日の祇園祭の山鉾行事の直接のルーツは応仁の乱にて京都の町が灰燼に帰したのち、ようやく復興に転じ、祇園祭も本格的に再興、籤取式も初めて導入された明応9年（1500）であります。というのも、この年、30数基の山鉾が復活巡行をはたしたのでありますが、今日存在している32基の山鉾、および現在「休み山」（巡行参加不能）となっている3基の山鉾、計35基ほぼすべてが、この明応9年における名称、風流（どのような趣向の飾り物をしていたか）、町籍（どの町内が出していたか）、の3点をそのまま引き継いで今に及んでいるからであります。そしてこの最後に挙げました「町内」、これがこの章の主題であります。

すなわち、京都の町は中国の長安（現在の西安市）を模範として造営され、その中心部は現在も碁盤の目状になっております。その升目の一辺は約60間、すなわち約110mであります。そして、この一辺の通りを隔てて相対する両側居住区域（約30軒前後）、これがいわゆる「町内」であり、京都では最小の行政単位として江戸時代から「町中」と呼ばれておりました。つまり京都の中心部の町内は面ではなく線なのです（図1）。

【図1】祇園祭山鉾行事を支えてきた組織「町中（ちょうじゅう）」

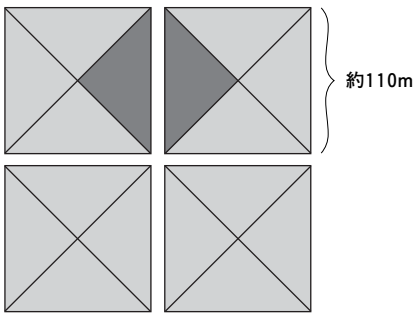

そして、この町中に住まう住民、これは「町衆」と呼ばれる人々でありました。祇園祭の山鉾は、八坂神社（神仏分離前は「祇園感神院」）の氏子区域のこれら「町中」が所有し、「町衆」が運営に当っていたのであります。さらに、これら山鉾を保有運営する町中それぞれを、その周辺部の山鉾を持たぬ氏子数カ町の町中が、主として財政的に支援する義務を負っておりました（＝「地の口米」）。これらの町中を「寄

町」と称し、豊臣秀吉が導入した制度であるとされます。また、町衆は、担当役人（＝「雑色」）の給料を負担していたほか、ことあるごとに相当の寄付の義務を負っていたようではありますが、他方、首都の市民として租税（＝「地子銭」）は免除されておりました。

そしてさらに重要な特権は、諸行政業務の代行権でありました。すなわち、当時の幕府は警察権と裁判権とは手放しませんでしたが、それ以外のほとんどの行政諸業務を町中に請け負わせていたのであり、町中は義務的ヴォランティアとして、それらの業務を代行させられていたのです。その中でも重要なのは、たとえば、不動産所有売買権、居住転出入認許可権、印鑑証明発行権等でありましょう。

【図2】町中が管理していた天保年間の印鑑登録簿の例（表紙）

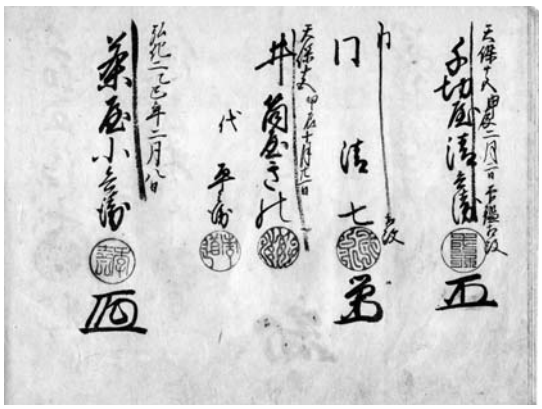
【図3】町中が管理していた天保年間の印鑑登録簿の例（中ページ）

このことを具体的に説明すれば、こういうことです。たとえばある町衆が1人、町内から転出するとします。すると町中は、まずその転出した後の土地・家屋を買収します（これを「町中持ち」と称します）。次に、この町中持ちの不動産を誰に売却または貸与するかを選考するわけです。この権限により、町中は、自分たちの町内に相応しくない職業（たとえば町工場のような騒音公害のおそれのある職業）を排除し、繊維業およびそれに関連の、自分たちの職種に近く、制御可能な職業の者を選抜し、以て町内の家並みを整え、近親職種による和合を計り、さらには、当時の卸業はすべてが手形決済でしたから、印鑑証明発行権を掌握することにより町内商社の信用性を確保することができたのでありました。また、町中は、町衆各戸が表通りに面して占める間口の広さに応じて、町衆から一定の町費（＝「地の口料」）を徴集しており、さらには、転入してくる新町衆からは、しかるべき権利金をも取り立てていたのであ

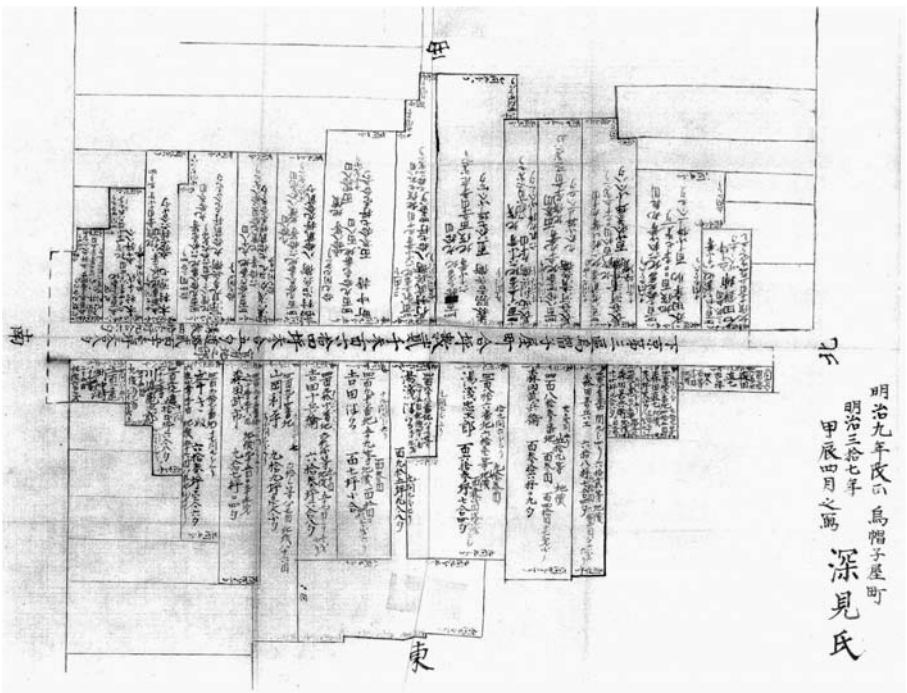

【図4】町中古地図（例）

ります。

以上、要するに、町中は今日風に申せば、一種の行政代行特殊法人のごとき存在であり、相当な権力と財力を保有した自治組織として、主体志向と自己決定権とを保持しつつ、活発な市民活動を展開していたのでありました（図2・図3・図4）。

そして、まさにこのような町中が、祇園祭の山鉾運営の主体であったわけです。町中は、その所有する不動産（＝「町中持ち」）の一軒を「町家（ちょういえ）」と称して使用しておりましたが、これは別して、山鉾を保有する町中にとっては重要な意味を持っておりました。すなわち、町衆たちはそれを各種の会合・相談の場としたほか、家屋の裏庭にある蔵（倉庫）に自分たちの山鉾の資財や懸装品を収蔵し、祭に際しては表に面して、また路地の場合は路地に沿って、それぞれそれら懸装品や人形（ご神体）を飾り（＝「会所飾り」）、囃子方を有する山鉾はそこで囃子を演奏したのであります。そしてこの「町家」の前に自町の山鉾を建てるのを通例としました。なお、この町家を普段は借家として貸与し、家賃収入を得ることも決して忘れませんでした。

＊ 山鉾行事に支えられる組織と精神（明治31年ごろより今日まで）

明治に入り、事態は一変いたします。封建社会が崩壊し、明治維新になるや、まず寄町制度が明治5年（1872）に廃止され、財政的支援を断たれた若干の山鉾町は困窮の果て、鉾の質入れ、売却の危機に立たされます。これは八坂神社を拠点として設立された、氏子による金融機関「清々講社（せいせいこうしゃ）」により救済されました。次に、明治31年（1898）、京都市が自治権を得て独立し、市政が施行されますと、町中はそれまで保有していた前記諸権利をことごとく剥奪され、「公同組合会」なる任意団体に成り下がりました。町中のこのような法人格の喪失と、それにともなう町中権力の相対的衰退とは、私どものテーマである、祇園祭の山鉾行事と地域住民との関わりにおいて、どのような結果を招来したか、を簡略化のため主なもののみ列挙しましょう。

（1）まず、「公同組合会」は任意団体でありますから、町内に住む町衆を祇園祭執行のため動員する法的根拠をもはや保有し得なくなりました。

（2）同じく、不動産を所有し得る法人格を剥奪されたのですから、「町家」を保有する権利も当然喪失、各町は急遽、町内の有力者（旦那衆）一名ないし複数名の名義で法務局に登記し直しました（問題点：公的所有物が私的所有物に化けました）。

（3）祇園祭は単なる一私祭として、その社会的ステータスを著しく貶められ、市電の障害になるとて、知事により巡行中止命令が出される事態（明治45年）を招来しました（のち地元新聞社を中心とする反対キャンペーンにより撤回）。

（4）一番深刻なことは、公同組合会（これは大政翼賛会以降、「隣組」と呼ばれ、戦後は「町内会」へと凋落してゆくことは周知の通りであります）は仲良しクラブとなんら選ぶところのない非法人でありましたから、大切な山鉾の所有権がグレーゾーンに入ってしまったことでありましょう（大正2年の文書に「山鉾ノ所有主ハ不明ニシテ一朝無暴ノ痴漢売却、若シクハ隠匿シタリトセシカ、法律上何人ニ向テ之ヲ処罰スルヲ得ベキ歟［ヤ］」とあり、問題点はつとに指摘されていました）。

以上、要するに、輝かしき日本の近代化と中央集権化とは、その強権的国家主義路線と相俟って、かつて日本の各地に無数に存在し、それなりの主体性をもって呼吸していた地域共同体や個人の自主性を徹底的に抹殺してゆきましたが、祇園祭もその例に洩れず、近代化の犠牲となって凋落、ついで、この強権国家（明治政府）が崩壊するや、インフレ、財産税、非戦災者税、相続税、アメリカ式民主主義による土着信仰の喪失等の追い打ちを受け、敗戦直後は惨憺たる有様でありました。国家権力の走狗（そうく）と化した隣組の指導者の権威失墜により、町衆相互の信頼感も揺らぎだし、町家の売却による喪失、懸装品の町外への流出が発生したのもこの頃であります。強権的中央集権に慣らされた市民は、解放された奴隷にも似て、

一種の思考停止状態に陥っていた、といえましょう。

昭和25年（1950）より、私が生まれ育ちました町内の「黒主山（くろぬしやま）」（六歌仙の一人大友黒主を祀る）という舁（か）き山も戦後の復活巡行に参加することとなり、当時新制高校2年生であった私は父親を手伝って、町家の蔵から道具類や懸装品を運び出す仕事をいたしましたが、戦争激化により巡行が中止された昭和18年以来、8年間放置されていた上、町内の財政難から補修の余裕もなく、幾多の装飾品がボロボロで埃まみれという無惨な姿と化していた有様の、幼少時代の記憶に残る絢爛豪華さとの余りの違いに愕然とした思い出があります。

もとより、こうした近代の危機に対する各方面の取り組みの努力も列挙しなければなりますまい。

（1）町内の権威失墜にも関わらず、祇園社に対する土着信仰は、少なくとも敗戦までは氏子町衆の間ではなお脈々として維持されておりました。

（2）「清々講社」の金融措置による困窮山鉾の救済活動（既述）。

（3）個人所有と化した町家の奪回と、山鉾の所有権回復のため、各山鉾保存会の財団法人化の運動（早くも大正期より始められ、平成21年当時、32山鉾中、23基の保存会が法人化に成功。なお、現在は新公益法人化に向け、休み鉾も含め全山鉾町が運動中）。

（4）京都府・京都市による私祭補助制度も漸次整備され、それに応じて、山鉾町も大正12年（1923）、「山鉾連合会」を結成。これはのち平成4年（1992）に財団法人化。

（5）国家により昭和37年（1962）、「重要有形民俗文化財」、昭和64年（1979）「重要無形民俗文化財」に、それぞれ指定されました。

（6）平成21年（2009）9月、「京都祇園祭の山鉾行事」が、ユネスコ無形文化遺産に登録されることが決議されました。

さて、こうして祇園祭は生き残り、私たちにも多くの思い出を残してくれました。特に、宵山の夕べ、浴衣姿に団扇を持ち、素足に下駄姿の女友達たちが、髪もアップにして、風呂上がりの匂い立つような首筋を覗かせ、三々五々通りかかり、「しっかりお手伝いおしや」などと我々少年たちをからかいながら行くのを、こちらは汗まみれで粽（ちまき）売りなんぞにかまけながらも、「おれの知り合いにあんなベッピン居たかいなあ」と、与謝野晶子の歌にある〈今宵逢う人みな美しき〉の思いで見送るのが無上の歓びでありました。実は、宵山のこの蠱惑的（こわくてき）魅力が私の祇園祭陶酔の原体験であり、この魅力のために人生を棒に振ったのも同然であることを告白しなければなりません。

いやはや、話を戻しましょう。地域のあらゆる個別性を抹殺してきた日本の輝かしき近代化と中央集権化の嵐の中にあって、祭行事だけは、そしてまた私どもの祇園祭だけは、司法や行政の毒牙を免れたため、辛うじて生き残りました。その象徴的意義は重要であります。すなわち、祇園祭山鉾行事こそは、①京都市民がかつて行政諸権利を保有し、自主性と自己決定権とをもって自律的精神生活を営んでいたことを、現代の私たちに想起させ、②私たち京都市民が今日もなお潜在的にその能力を備えていることを保証し、③将来、来るべき絶対自由の地方自治の時代に、その能力を社会的・政治的に顕現させ得る希望を与えてくれる、というこれら3点を、信仰的・美的に象徴する民間行事として私たちの手に残され、委ねられたのである、と考えられるからであります。 CEL

深見 茂（ふかみ・しげる）

財団法人祇園祭山鉾連合会前理事長、大阪市立大学名誉教授、滋賀県立大学名誉教授。1934年京都市生まれ。58年大阪大学大学院文学研究科修了。大阪市立大学文学部講師、助教授を経て、81年に教授。96年退職後、2004年まで滋賀県立大学に勤務し、そのかたわら96年財団法人祇園祭山鉾連合会理事長となり11年まで務める。主な著書は、『ドイツ近代短篇小説の研究―その歴史と本質』（東洋出版）、『ドイツ文学を学ぶ人のために』（世界思想社）など。